

# ChatGPT Images 2.0 の評価と知財実務へのインパクト

ChatGPT5.4

## Executive Summary

本レポートでは、「ChatGPT Images 2.0」を、OpenAI[1]が2026年4月17日のChatGPTリリースノートで告知したChatGPT内の新画像生成モデルと、その直後の2026年4月21日にAPIで公開されたgpt-image-2を中核として分析する。もっとも、OpenAIは公開文書上、ChatGPT実装版とAPI版の完全同一性を明示していない。そのため、本稿ではChatGPT上の“Images 2.0”とAPI上の“gpt-image-2”は、少なくとも同一世代の画像基盤として扱うという前提を置く。また、「Images 1.x」は、公開文書で確認できるimagegen-1.5、gpt-image-1、gpt-image-1-mini、chatgpt-image-latestなどの直前世代を総称して用いる。[2]

結論から言うと、Images 2.0は、指示追従性、画像内テキスト描画、編集信頼性、解像度の柔軟性、API運用性の面で、1.x系より企業利用に耐える水準へ一段進んだと評価できる。特に、柔軟な解像度指定、バッチ処理、Responses APIでのrevised\_prompt取得、部分画像ストリーミング、そしてChatGPT側の“images with thinking”は、従来の「一発生成ツール」から「監査可能な制作ワークフロー部品」への接近を意味する。他方で、Business/Enterprise向けは2026年4月時点でなおImages 1.5が残っており、機能高度化と企業統制の整備が完全には同期していない。[3]

知財実務の観点では、最大のポイントは「使いやすくなったこと自体が、侵害リスクの再配分を生む」点にある。画像内文字やブランド風表現が明瞭になり、人物や既存画像の編集保持性も高まるほど、著作権・商標・パブリシティ・意匠の各リスクは“理論上の懸念”から“通常業務の審査項目”へ変わる。実務上は、生成前の入力権利確認、生成後の類似性・商標クリアランス、プロンプト／改訂プロン

プト／出力メタデータの保全、削除要求やクレームへの即応フローを、法務・クリエイティブ・開発の共通運用に落とし込むことが必要である。[4]

法的評価は、日本[5]、米国[6]、欧州で温度差が大きい。日本では、AI学習は著作権法30条の4の枠内に入り得る一方、意図的な過学習や特定作風・創作的表現の出力目的がある場合にはその外側に出る可能性がある。米国では、出力の著作権性は依然として人間の著作者性が中心であり、学習データ利用については2025年のThomson Reuters v. Rossでフェアユース否定、2026年のAnthropic関連で訓練自体フェアユース容認・海賊版保有違法という分岐も見え始め、判例地図はまだ収束していない。EUではAI Actの透明性義務と学習データ要約作成義務が、今後の実務負担を現実化させる。[7]

総じて、Images 2.0は「**法務レビューを前提にすれば高い実務価値があるが、無統制導入には向かない**」というのが本レポートの中心評価である。著作権侵害訴訟の主要争点はなお訓練データ由来にあるが、企業の事故として増えやすいのは、実際には**ロゴ・パッケージ・広告画像・人物ビジュアル**の生成段階で起こる商標・著作権・人格権・不正競争の複合事故である。したがって、導入判断は「モデルの合法性」一般論ではなく、「自社の運用証跡・審査導線・契約分担が足りるか」で行うべきである。[8]

## 機能概要と技術差分

まず前提を整理すると、ChatGPT側では2026年4月17日に「ChatGPT Images 2.0」が導入され、同時に“images with thinking”も追加された。これはThinking系・Pro系モデル選択時に、画像生成前により長く計画・改善を行う機能として説明されている。API側では4月21日にgpt-image-2が公開され、柔軟な画像サイズ、高忠実度入力、トークン課金、Batch API対応が明示された。

Business/Enterprise向けFAQは、2026年4月23日時点でもなおImages 1.5 (imagegen-1.5)へのアクセスを記載しており、ChatGPT内フロントと企業向け展開には時差がある。[2]

項目	ChatGPT Images 2.0 / gpt-image-2	直前世代 Images 1.x	知財実務上の意味
ローンチ位置づけ	ChatGPTでは「新しい画像生成モデル」、APIでは「最先端の画像生成・編集モデル」と位置づけ。 <a href="#">[9]</a>	2025 年末時点の ChatGPT Images は「これまでで最高の画像生成モデル」とされつつ、2026 年 4 月時点で Enterprise/Business は 1.5 継続。 <a href="#">[10]</a>	フリート全体で同一ルールを敷けない。企業導入時は「個人版 2.0」「企業版 1.5」の差分管理が必要。
生成品質・指示追従	gpt-image-2 は高忠実度フォトリアリズム、顔・ID 保持、テキスト描画、編集性能の向上が公式ガイドで強調される。 <a href="#">[11]</a>	gpt-image-1 は 2025 年 4 月時点で「品質と指示追従の改善」が新規性。1.5 は既存ワークフロー維持向け。 <a href="#">[12]</a>	便利になるほど、既存ブランド・既存作品・人物への“寄せ”が実務上より起きやすい。
解像度	gpt-image-2 は、最大辺 3840px、辺は 16 の倍数、総画素数上限 8,294,400 などの条件内で <b>柔軟解像度</b> に対応。2K 超は実験領域。 <a href="#">[13]</a>	1.x は 1024×1024、1024×1536、1536×1024 を基本とする固定的運用。 <a href="#">[14]</a>	印刷物・広告・UI モック・意匠検討で使いやすくなる一方、誤って本番素材として流用

項目	ChatGPT Images 2.0 / gpt-image-2	直前世代 Images 1.x	知財実務上の意味
入力忠実度	gpt-image-2は「出力が高忠実度を前提」とされ、参照画像編集や合成に強い。公開ガイドではinput_fidelityは実質不要と整理。[15]	1.xはinput_fidelityや従来の品質設定前提の運用。[14]	されやすい。 。既存画像や人物写真を入れた編集が容易になり、ライセンス確認・肖像許諾確認の重要度が上がる。
出力形式・圧縮	PNG 既定、JPEG / WebP 指定可、JPEG / WebP で圧縮率制御可。JPEG は PNG より高速。[16]	1.xでも一部は近いが、2.0世代では解像度柔軟化と組み合わせると実務価値が高い。[17]	証拠保全時はPNG原本とC2PA保持版を残す方が望ましい。
背景・透過	gpt-image-2は2026年4月時点で透明背景をサポートしない。[18]	1.xでは一部ワークフローに透明背景が残る。[14]	ロゴや商品切り抜きの“そのまま本番利用”には向かず、追加加工前提となる。 。
編	ChatGPT Images エディタで選択	1.xにも編集APIはあるが	既存素材の

項目	ChatGPT Images 2.0 / gpt-image-2	直前世代 Images 1.x	知財実務上の意味
集機能	範囲の add / remove / update、Undo / Redo、会話型編集、モバイル編集を提供。参照画像複数枚から新規画像生成も可能。[19]	、2.0 世代は品質・保持性・UI ワークフローが強化。公開文書に厳密な版間行列はない。[20]	二次利用が増え、元画像ライセンス確認がより重要。
API機能	Images API と Responses API 双方をサポートし、n による複数生成、action による generate/edit 制御、Batch API、部分画像ストリーミングに対応。[21]	1.x も一部 Batch 対応はあるが、2.0 でサイズ柔軟化・価格体系・編集品質が刷新。[22]	監査証跡を取りやすくなり、業務システム統合が現実的になる。
説明可能性・ログ	Responses API では revised_prompt、image_generation_call、部分画像イベントが取得できる。Enterprise/Edu は Compliance Platform で監査ログとメタデータを外部連携できる。[23]	1.x では公開情報ベースで、ここまで一貫した生成過程の外形的証跡は限定的。[24]	法務・訴訟対応では「誰が・何を入力し・どう修正され・何が出たか」を残しやすい。
メタデータ・透か	ChatGPT および DALL-E 3 系画像には C2PA メタデータ埋め込みが公式ヘルプで確認できる。もっとも、SNS 等で容易に剥落し得る。2.0 での版間差分は公開情報上限定的。[25]	旧来から C2PA は実装済み。2.0 で追加された透かし仕様の完全な版比較は公開されていない。[26]	証拠価値はあるが完全ではない。社内保全是別途必要。

項目	ChatGPT Images 2.0 / gpt-image-2	直前世代 Images 1.x	知財実務上の意味
----	----------------------------------	-----------------	----------

し

技術面で最も重要な変化は、出力の品質そのものよりも、企業ワークフローに組み込みやすくなったことである。revised\_prompt の取得、部分画像ストリーミング、Batch API、編集イベントの取り回しは、法務から見ると「後から説明しやすい生成」に近づいている。他方で、公開文書で確認できる“説明可能性”はあくまで外形ログにとどまり、拡散ステップ、seed、重み由来の因果説明、個別学習ソース紐付けまでは公開されていない。この点は、説明可能性が改善したというより、**監査可能性が改善した**と表現するのが正確である。[27]

知財実務に引きつけると、Images 2.0 の“評価”は高いが、評価の理由は「綺麗だから」ではない。画像内文字、ブランド感、人物性、既存画像編集の保持性が上がったため、提案資料、広告案、商品パッケージ案、GUI、SNS クリエイティブにそのまま入り込めるようになった点大きい。その反面、商標・著作権・パブリシティのクリアランスを通さずに利用される危険も跳ね上がる。つまり、2.0 は IP 実務の負荷を減らすより、**法務レビューの“発火点”を前倒しするモデル**だとみるべきである。[28]

## 学習データとライセンス

公開情報から確認できる範囲では、OpenAI はモデル開発に公開データ、第三者とのデータ提携、ユーザーや人間トレーナー／研究者が提供・生成した情報、合成データを用いていると説明している。また、システム開発にはテキストだけでなく、画像・音声・動画を含むマルチモーダルデータが使われるとされ、画像関連の提携例として Shutterstock[29] を明示している。もっとも、ChatGPT Images 2.0 固有の完全な学習データセット一覧や権利処理一覧は公開されていない。ここは本件の最重要な不透明領域である。[30]

論点	公開情報で確認できること	なお不明な点	実務上の含意
----	--------------	--------	--------

論点	公開情報で確認できること	なお不明な点	実務上の含意
学習データの出所	公開データ、提携データ、ユーザー／人間トレーナー由来、合成データを利用。 [31]	作品単位・サイト単位・ライセンス単位の完全一覧は非公開。	「合法性はベンダーが担保しているはず」とは置けない。
ライセンス形態	一部は提携・ライセンス型で、Shutterstock との提携が例示される。 [32]	どの画像カテゴリがライセンス、どの範囲が公開ウェブ由来かの比率は不明。	ライセンス済みデータがあることと、全学習データが許諾済みであることは同義でない。
ユーザーコンテンツの学習	個人向けサービスでは、オプトアウトしない限り会話等が訓練に使われ得る。 Business/Enterprise/API はデフォルトで学習対象外。 [33]	ChatGPT Images 2.0 の生成画像が個人向け環境でどの程度再学習に入るかの詳細粒度は不明。	企業利用は原則として個人プランではなく、Business/Enterprise/API に寄せるべき。
画像のオプトアウト	DALL-E3 公開時点で、クリエイターは将来の画像モデル学習から自画像をオプトアウト可能。GPT-4o 系では画像フィンガープリントにより当該画像を訓練データ	ChatGPT Images 2.0 に同一の画像単位除外がどこまで継承される	画像オプトアウトの存在は重要だが、全作品・全モデル・既学習分への完全遡及を意味しない。

論点	公開情報で確認できること	なお不明な点	実務上の含意
	セットから除外したと説明。 <a href="#">[34]</a>	かの専用説明は未確認。	
フィルタリング	明示的画像データセットでは性的露骨表現やCSAMを除外。個人情報削減や安全分類器による前処理も行う。 <a href="#">[35]</a>	公開ウェブ由来画像への包括的同意取得があるとは明言されていない。	“フィルタ済み”は“権利クリア済み”ではない。
right to be forgotten / 削除要求	Privacy Portal で「学習に使わない」「ChatGPT 応答から個人データを削除」を申請可能。API は標準で学習不使用、監視ログは原則 30 日。 <a href="#">[36]</a>	既に学習済みの重みから個別作品・個別著作物を外科的に“忘却”する公開手続は確認できない。	削除要求は存在するが、モデル重みレベルの完全な unlearning を公約するものではない。
クレジット表記	2026 年 4 月の OpenAI Academy は「OpenAI へのクレジットは任意」と説明。他方、共有・配信ポリシーは AI 生成であることの明示と、自分または会社名義での属性表示を推奨。 <a href="#">[37]</a>	法的義務としての一律表示義務は公開文書上明示されない。	社内ポリシーでは「OpenAI へのクレジット義務なし、ただし AI 生成物であることの表示要否は媒体別に決める」が実務的。

このセクションで最も重要なのは、**透明性の限界を正面から認めること**である。OpenAI の公開情報は、データ源の“カテゴリ”や一部のパートナー例、オプトアウトやプライバシー制御の存在を示している。しかし、特定画像や特定ライセンス群、未許諾公開コンテンツの扱い、再学習の具体的流れは、企業が知財 DD（デューデリジェンス）に必要とする粒度には達していない。したがって、法務実務では「学習データの完全適法性を前提化」するのではなく、**契約・運用・出力レビューで残余リスクを吸収する設計**が必要になる。 [38]

## 著作権法上の論点

最初に区別すべきは、OpenAI との**契約上の権利**と、**著作権法上の著作物性**が別問題であることだ。OpenAI の利用規約は、法律が許す限り、入力ユーザーに帰属し、出力もユーザーが保有すると定める。他方、サービス契約は、出力は非一意であり、他ユーザーにも類似出力が生じ得ると明記する。したがって、ユーザーは OpenAI に対しては出力を使えるが、それだけで当該画像に排他的な著作権が強く成立するとは限らない。 [39]

文化庁[40]の整理では、AI 生成物が著作物かは、著作権法の定義に照らして判断され、AI 自体は著作者になり得ない。著作物と評価される場合でも、著作者となるのは当該 AI を利用して「著作物を創作した」人である。また、日本の整理では、詳細な指示が直ちに著作物性を生むわけではなく、**アイデアにとどまらず創作的表現に至る寄与**があるかが重要とされる。長い指示文そのものより、生成物を見ながら指示を修正し、創作的表現を具体化していく過程の方が重視される。 [41]

同様に、U.S. Copyright Office[42]の 2025 年報告書 Part 2 も、既存の著作権法原理で生成 AI 出力の著作物性を扱えるという立場を確認している。米国でも焦点は人間の著作者性にあり、2023 年の登録ガイダンス以降、AI 生成部分の扱いは「どの程度、人間が表現面を創作したか」でみる運用が維持されている。したがって、OpenAI 規約上は“own the output”でも、**法域によっては著作権保護の厚みが薄い**というズレが残る。 [43]

日本法には米国型の一般フェアユース規定はなく、AI 関連では主として著作権法 30 条の 4 と 47 条の 5 などの個別権利制限規定で整理される。文化庁の考え方では、AI 学習のための情報解析は原則として「非享受目的」に当たり得るが、**複数目的のうち一つでも享受目的があれば 30 条の 4 の外に出る**。さらに、特定クリエイターの少量作品群だけを追加学習し、その創作的表現の全部又は一部を出力させる意図があるようなケースでは、享受目的併存と評価され得る。RAG 等でも、既存著作物の創作的表現を主たる目的として出すなら権利制限の外に出る。[44]

出力側の侵害判断でも、日本の整理はかなり実務的だ。文化庁は、「作風」それ自体がアイデアにとどまる限り著作権侵害ではないとしつつ、生成物に既存作品群の**創作的表現が直接感得できる**場合には、生成・利用が侵害に当たり得るとしている。また、依拠性の立証は訓練データ開示がなくても、高度の類似性などから認められ得ると整理する。これは、企業が「モデルの中身が開示されていないから立証不能」と安易に考えるべきでないことを意味する。[45]

論点	日本法の整理	米国・欧州の近時動向	ChatGPT Images 2.0 への実務的含意
生成物の著作権帰属	AI は著作者になれず、人間の創作的寄与があればその人が著作者となり得る。 [46]	USCO Part 2 は既存原理で処理可能と整理。OpenAI 契約上は出力をユーザーに割り当てるが、法的著作物性とは別。[47]	プロンプトだけで十分とは限らない。社内では「出力を人がどう編集・選択したか」を残すべき。
二次的著作物性・類似性	「作風」共有だけでは通常侵害でないが、創作的表現が直接感得できれば侵害に当たり得る。 [48]	Andersen 訴訟ではアーティスト側の著作権侵害主張が 2024 年の段階で主要部分存続。[49]	「〇〇風」指示は直ちに違法でなくても、出力審査は必要。
学習データ	30 条の 4 で非	Thomson Reuters v. Ross では AI	学習適法性が未決で

論点	日本法の整理	米国・欧州の近時動向	ChatGPTImages 2.0 への実務的含意
一タ利用	享受目的なら原則適法余地。ただし意図的出力や権利者利益不当害で外れる。 [44]	学習文脈でフェアユースが否定。USCO Part 3 はトレーニング論点を独立報告化。EU では AI Act が学習データ要約作成・著作権遵守方針を要求。 [50]	も、利用企業はその不確実性を契約で受け止める必要。
フェアユース／引用に相当する議論	一般フェアユースではなく、30 条の 4・47 条の 5 等の個別規定が中心。 [44]	米国はフェアユース個別判断が進行中。欧州は透明性と権利留保遵守が中心。 [51]	日本企業は「米国ならフェアユースだから日本でも大丈夫」という発想を避けるべき。

近時判例のシグナルとして重要なものは三つある。第一に、Thomson Reuters[52] v. Ross Intelligence[53] で、2025 年 2 月、デラウェア連邦地裁がフェアユース抗弁を退けたこと。この事件は画像生成そのものではないが、AI 学習一般に対して裁判所が“競争代替的利用”を厳しくみる可能性を示した。第二に、Disney[54] と Universal Pictures[55] が 2025 年 6 月に Midjourney[56] を提訴し、学習と出力の双方を問題化したこと。第三に、2026 年 4 月時点では Anthropic 関連で、訓練自体はフェアユースとしつつ、海賊版書籍の保持を違法とみる方向も現れており、米国法は“全部適法”にも“全部違法”にもまだ振り切れていない。 [57]

結局のところ、ChatGPTImages 2.0 の著作権リスクは、モデルの訓練時合法性と、企業が現に使う出力の個別侵害性を分けて評価しなければならない。前者はベンダー側リスクを多く含み、後者は利用企業側の即時リスクである。企業法務として優先度が高いのは、実務上ほぼ確実に自社が巻き込まれる後者、すなわち広告・販促・製品ページ・SNS・採用広報で配信した画像が既存表現に近すぎる場合の責任である。 [58]

## 特許・意匠・商標への影響

特許については、U.S. Patent and Trademark Office[59]の2024年ガイダンスが出発点になる。そこでは、AI補助発明はカテゴリーカルに特許不可ではない一方、発明者として記載できるのは自然人だけであり、人間がクレーム対象の発明概念に significant contribution をしたかが問われる。ガイダンス例では、具体的問題に即してAIから特定解を引き出すプロンプト構成が重要な人間寄与になり得る一方、単なる使用・監督・所有だけでは足りないと言われる。2025年の改訂でも、この「AIに特別ルールを作らず、人間発明者性を維持する」骨格は変わっていない。  
[60]

したがって、生成画像そのものが直ちに「特許になる」というより、**画像生成を用いた発明創作プロセスの中で、人間がどの技術思想を具体化したかが実務上の主戦場になる**。たとえば、ChatGPT Images 2.0で装置構成やUI配置の視覚案を多数出した場合でも、そのままでは技術的效果や構成の把握が曖昧で、発明者認定や明細書作成で問題が生じやすい。画像生成は発明着想補助として有用だが、**発明の確定、クレーム化、実施可能化、実験裏付けは人間主導で詰める必要がある**。  
[60]

意匠・デザイン領域では、2026年3月のUSPTO Bulletinが、生成AIがデザイン提案、素材選択、修正提案など創作ワークフローの各段階に入ってきており、**デザイン特許でも自然人要件と人間の貢献評価が中心論点**だと整理している。日本の特許庁[61]も、2025年度の政策成果で「生成AIによるデザイン創作の保護の在り方」を検討対象に挙げており、制度運用はなお発展途上とみるのが妥当である。現時点の実務感覚としては、AI生成画像をそのまま権利化するより、**人間が選択・修正・具体化した最終デザインに落とし込むほど登録可能性は安定する**。  
[62]

商標については、AIだから特別に緩いということはない。むしろ Images 2.0で文字描画とブランド風ビジュアルが改善したことで、**ロゴ、パッケージ、ラベル、広告バナー、アプリアイコンにおける類似・混同リスクは上がる**。OpenAI自身も、共有プラットフォーム上では他者の知的財産権を侵害し得るコンテンツや、同

意のない生存する公的人物の再現に制限をかけている。さらに、EUIPO[63]の公式資料でも、AI生成コンテンツが第三者のIP、特に著作権や商標を侵害し得ることが明示されている。[64]

領域	法的な焦点	ChatGPT Images 2.0 で高まる実務論点	
		ChatGPT Images 2.0 で高まる実務論点	推奨対応
特許	自然人発明者、人間の significant contribution、出願時開示の整合性。[60]	画像起点の着想が増え、誰がどこまで創作したかが曖昧化。	発明ノートにプロンプト、改訂、選択理由、発明者会議記録を残す。
意匠・デザイン	自然人関与、最終デザイン形成への人間貢献、図面と視覚印象。[62]	AI案の大量生成により、新規性調査や権利帰属の整合性が崩れやすい。	AI案は“草案”扱いとし、最終出願図面は人間レビュー済み版に限定。
商標・ブランド	類似性、混同可能性、著名表示へのただ乗り、不正競争。[65]	文字入り画像・ロゴ風画像・パッケージ案の生成精度向上で事故が起きやすい。	公開前に商標検索、画像類似確認、ブランドガイドライン照合を必須化。

ブランド保護の実務では、「AIで作ったから偶然似ただけ」は防御になりにくい。商標実務が問題にするのは生成経路ではなく、市場に出る表示と需要者認識だからである。したがって、生成画像を広告・アプリUI・商品パッケージ・イベント看板・採用サイトに使う企業は、著作権レビューとは別に、**商標クリアランス**と**ブランド・セーフティ審査**を独立に設ける必要がある。Images 2.0は、その必要性を下げるのではなく、むしろ高める。[66]

## 実務リスク評価と対応策

以下のリスクマトリクスは、この記事のユーザー前提どおり「業種・用途特定なしの一般企業」を念頭に、公開情報に基づく私見として整理したものである。影響度・発生確率は法的確定値ではなく、現時点の実務評価である。[67]

リスク	発生確率	影響度	なぜ Images 2.0 で増えるか	主な対応策	根拠
学習データ由来の説明不能リスク	中	高	完全なソース一覧・許諾一覧が非公開。	ベンダーDD、契約で協力義務・トレース可能性・削除対応を確保。	[31]
出力の著作権侵害	高	高	高精度のテキスト描画・スタイル保持・編集保持で“寄せ”が容易。	公開前レビュー、逆画像検索、既存作比較、再生成ルール。	[68]
商標・ロゴ類似	高	高	ロゴ・ラベル・UI 部材の生成品質向上。	商標検索、ブランドブラックリスト、文字入り画像の法務承認。	[69]
人物・肖像・パブリシティ	中	高	画像編集の忠実度向上で本人性保持が強まる。	参照画像の許諾確認、人物利用同意、公開人物ルール。	[70]
出力の権利保護が弱い	中	中	規約上の所有と法的著作物性は別。	人の加筆、構図選択、編集履歴保全で人間寄与を強める。	[71]
契約・補償ギャップ	高	高	類似出力条項、Beta の無保証・無補償が	類似出力・保証免責・preview 利用制約を社内契約	[72]

リスク	発生確率	影響度	なぜ Images 2.0 で増えるか	主な対応策	根拠
プロ			残る。	審査に組み込む。	
証拠保全・監査不足	中	高	苦情後にプロンプトや修正履歴が残っていないと防御不能。	revised_prompt、出力原本、C2PA 付きファイル、承認記録を保存。	[73]
従業員の無統制利用	高	中	個人プランと企業プランでデータ統制が異なる。	個人アカウント禁止、承認済みワークスペース限定、教育実施。	[74]

#### flowchart TD

- A[利用目的の確定] --> B[入力素材の権利確認]
- B --> C{人物・ブランド・既存作品を含むか}
- C -->|はい| D[許諾・使用条件・社内 NG リスト確認]
- C -->|いいえ| E[生成実行]
- D --> E
- E --> F[生成後レビュー]
- F --> G[著作権類似性確認]
- G --> H[商標・表示クリアランス]
- H --> I[C2PA/原本/改訂プロンプト保全]
- I --> J{高リスクか}
- J -->|はい| K[再生成または法務・弁理士レビュー]
- J -->|いいえ| L[公開承認]
- L --> M[公開後モニタリング]
- M --> N[削除要請・クレーム対応]

上のフローは、文化庁のチェックリスト、総務省・経産省の AI 事業者ガイドライン、OpenAI の監査・プライバシー・C2PA 文書を踏まえた実務向け再構成である。要は、生成 AI を「制作ツール」としてではなく、**権利審査付きの制作プロセス**として扱うことが重要になる。 [75]

契約面では、最低限、次の条項群を整備すべきである。

条項	最低限の文言趣旨	交渉・運用上のポイント	根拠
入力権 利保証	入力素材について利用者側が必要権限を保有することを表明保証。	画像編集利用では特に厳格化。社員・代理店に再委託する場合も同様。	[76]
出力非 一意性	出力は他者と類似し得ることを明示。	“独占利用を前提にしない”方針を社内に周知。	[76]
保証・ 免責	ベンダーの保証範囲、第三者権利侵害に関する責任分担を明確化。	Preview / Beta 機能は無補償である可能性に注意。	[72]
データ 利用・ 保持	学習不使用、保持期間、ログ保持、削除対応を明記。	Business/Enterprise/API と個人向けを混用しない。	[77]
監査協 力	生成イベント、使用ログ、削除要求、苦情対応への協力義務。	eDiscovery や SIEM 接続可否を契約前に確認。	[78]
クレー ム対応 SLA	権利侵害申告時の一時停止、削除、説明資料提出の期限。	マーケ・代理店・外注先にも同じ期限を流す。	[79]

実務感覚としては、「ベンダーが合法だから使える」ではなく、「自社が事故時に説明できるから使える」が正しい判断基準である。生成 AI 画像の紛争は、モデル一般論より、個別の一枚・一投稿・一キャンペーンで発火する。そのため、運用統制の核心は、(i) 何を入力したか、(ii) 何が出たか、(iii) 誰が承認したか、(iv) どの権利確認をしたか、を残すことである。 [80]

## 事例分析

公開訴訟・クレーム・制度対応を、ChatGPTImages 2.0 への示唆という観点で並べると、次のようになる。

時点	事件・対応	主眼	2026年4月23日 時点の位置づけ	ChatGPTImages 2.0 への示唆
2025 年2月	Thomson Reuters[52] v. Ross Intelligence[53]	AI 学習 に対するフェ アユース抗弁	デラウェア連邦地 裁がフェアユース を退けた、AI 訓練 文脈の初期重要判 断。 [81]	学習適法性は未確定 でも、競争代替性が 強い用途では裁判所 が厳格化し得る。
2024 年8月 以降	Andersen v. Stability AI[82] ほか	画像生 成モデ ルの訓 練・出 力によ る著作 権侵害	2024年の判断で主 要な著作権請求が 一定程度残り、そ の後も係属。 [49]	“スタイル模倣”が全 て棄却されるわけ ではなく、画像生成分 野の代表事件として 継続監視が必要。
2025 年6月	Disney[54] / Universal Pictures[55] v. Midjourney[56]	著作権 キャラ クター 画像の 訓練・ 出力	大手スタジオが画 像生成企業を正面 提訴。 [83]	キャラクター・IP ホルダーが“生成サ ービスそのもの”を 狙う時代に入った。
2025 年8月 以降	Getty Images[84] v. Stability AI	画像ス クレイ ピング 、訓練 利用、	米国で並行訴訟が 継続、英国では 2025年11月に著 作権で Getty が大 きく敗れつつ、商	画像分野では、著作 権だけでなく“透か し・ブランド表示” の争点が高い。

時点	事件・対応	主眼	2026年4月23日 時点の位置づけ	ChatGPT Images 2.0 への示唆
		商標・透かし問題	標論点は一部残存。 <a href="#">[85]</a>	
2024年2月	中国ウルトラマン画像事件	生成AI画像による著作権侵害とサービス提供者責任	文化庁の諸外国調査が、生成AI画像による侵害についてサービス提供者責任を認めた初の判断として紹介。 <a href="#">[86]</a>	画像生成は、出力面の侵害責任が現実問われる。日本企業も対岸視できない。
2024年3月～7月	日本の制度対応	ガイドライン・実務手引き	文化庁が「考え方」とチェックリストを公表し、権利者・開発者・利用者向けの具体的方策を提示。 <a href="#">[87]</a>	日本ではまずソフトローと運用整備から実務が形成されている。
2025年～2026年	行政ガイドライン更新	AI ガバナンス一般	総務省・経産省のAI事業者ガイドラインが改訂継続。知財侵害はAIリスクの代表例として扱われる。 <a href="#">[88]</a>	画像生成のIP統制は、単独の著作権問題ではなくAIガバナンス全体に組み込むべき。

この比較からわかるのは、訴訟の争点がすでに「学習時の無許諾利用」対「出力時の個別類似」「透かし・ブランド表示」「人物・キャラクターの再現」へ多極化していることだ。企業が Images 2.0 を導入する場合、どの論点が自社に一番近いかを選び直す必要がある。たとえば出版社・コンテンツ企業は学習論点に敏感

になる一方、小売・メーカー・SaaS企業は、むしろロゴ・パッケージ・広告バナー・アプリ UI の商標・意匠事故の方が現実的である。[89]

## 推奨ポリシーとチェックリスト

導入ポリシーの骨子は、「許される用途」を広く書くより、「承認なしにやってはいけない行為」を具体化の方が実務的である。少なくとも、(a)他社ブランド・キャラクター・著名人への寄せ、(b)許諾のない人物写真編集、(c)出典不明画像の再編集、(d)そのまま本番採用するロゴ生成、(e)個人向けアカウントでの業務利用—は、明示禁止または要法務承認にするべきである。文化庁チェックリストの発想と OpenAI の公開ポリシー、OpenAI Academy の「generic over specific」「likeness permission」推奨は、この整理と整合的である。[90]

フ エ ー ズ	法務チーム	クリエイテ ィブチーム	開発・プロダクトチー ム
導 入 前	利用規約、サービス契約、Beta 条 項、データ保持、ログ提供範囲を確 認。Business/Enterprise/API のいづ れに統一するか決定。[91]	使用してよ い作風・禁 止作風、人 物・商品・ ロゴ・パッ ッケージの NG 例を作成。 [92]	生成イベント保存、承 認ワークフロー、C2PA 保持、原本保存の要件 を設計。[93]
入 力 前	参照画像、人物写真、第三者著作物 、代理店素材の権利確認テンプレー トを整備。[94]	既存作品の 再現要求を 避け、抽象 化・汎用化 したブリー フへ書き換	ブランド名、著名人名 、禁止語をプロンプト フィルタや事前警告に 実装。[96]

フ エ ー ズ	法務チーム	クリエイティブチーム	開発・プロダクトチーム
生 成 時	利用目的を「社内検討用」「外部公開候補」「本番素材」に区分し、審査レベルを変える。[94]	1回の出力を採用せず、複数案から人間が編集方針を明示して仕上げる。[97]	revised_prompt と出力IDを保存し、誰の指示で生成したか紐付ける。[98]
公 開 前	著作権・商標・パブリシティの三面審査を実施。	ロゴ、パッケージ、登場人物、背景ポスター等の“偶発類似”を点検。	商標検索、画像類似検索、ブラックリスト照合をCI/CD前に実行。
公 開 後	苦情窓口・削除判断・証拠保全・対外説明フローを運用。[99]	クレーム発生時に代替アセットへ差し替え可能な制作体制を維持。	ログ保全、再生成停止、再配信停止、CDN差し替えを即時実行できるようにする。

実際の運用では、法務・クリエイティブ・開発の各チームに別々のチェックリストを配るだけでは足りない。同じ案件番号のもとで同じ画像の審査履歴が見える状態にしないと、事故後に責任が分散し、説明が崩れる。したがって、推奨される最小構成は、案件ごとに「プロンプト」「改訂プロンプト」「参照画像の権利根拠」「出力原本」「採用理由」「最終公開先」を束ねるワークスペース運用で

ある。OpenAI の Compliance Platform や C2PA は補助線として有用だが、最終的な説明責任は自社が負う。 [93]

## 今後の法制度・判例動向と備え

短期の見通しとして、2026 年から 2028 年にかけては、まず米国で **学習データ利用の適法性に関する判例の“まだら模様”** が続く可能性が高い。Thomson Reuters v. Ross のようにフェアユースを厳しくみる判断と、2026 年の Anthropic 関連のように訓練自体と海賊版保有を分ける整理が並立しているため、画像生成分野でも「全部違法／全部適法」ではなく、**データソース、用途、市場代替性、保存態様**で結論が割れる公算が大きい。企業としては、判例の決着待ちよりも、**契約・ログ・審査**で“どちらに転んでも耐える”体制に資金を投じる方が合理的である。 [100]

EU では、AI Act に基づく透明性義務と学習データ要約作成義務が 2026 年以降の実務負担として現実化する。これは、画像生成サービスのユーザー企業にも、調達・監査の場面で「ベンダーはどこまで説明できるのか」を問い直す圧力になる。日本でも、文化庁の考え方・チェックリスト、総務省・経産省の AI 事業者ガイドライン、内閣府の AI 時代の知財検討が連動し、**ソフトロー先行で調達・内部統制を厳しくする方向**が続くとみられる。 [101]

中期、すなわち 2029 年から 2031 年ごろまでを見通すと、争点は徐々に「学習に使ったか」だけでなく、**商業市場でどの程度の混同・代替・人格侵害を生んだか**へ移る可能性が高い。理由は三つある。第一に、訓練データ市場ではライセンス供給やオプトアウト・要約義務が発達し、争いの一部が契約市場へ移ること。第二に、C2PA などの来歴標準は広がるが、メタデータ剥落が残り、完全解決にはならないこと。第三に、高性能モデルでは、企業にとっての事故は訓練データ一般論より、**広告・商品・UI・人物表現の具体事故**として表れることだ。したがって、中期の企業アクションは、**モデル評価よりも“用途別のガバナンス設計”に軸足を移すべき**である。 [102]

最後に、実務的な備えを一言で言えば、Images 2.0 を「生成 AI」ではなく「**知財審査付きクリエイティブ基盤**」として扱うことである。導入可否の判断基準は、

モデル名そのものではない。人間の創作寄与を残せるか、生成過程を説明できるか、公開前の審査を回せるか、クレーム後に止血できるかである。そこまで整えられる企業にとって、ChatGPT Images 2.0 は十分に有力な制作・試作基盤になり得る。逆に、そこがない企業にとっては、法務事故を増やす増幅器になり得る。  
[103]

navlist  関連する直近の法務報道  turn44news41,turn44news40,turn44news44

---

[1][7][41][44][45][46][48][54][58][97]

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf)

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf)

[2][9][10] <https://help.openai.com/en/articles/6825453-chatgpt-release-notes>

<https://help.openai.com/en/articles/6825453-chatgpt-release-notes>

[3][12][20][22][61][63] <https://developers.openai.com/api/docs/changelog>

<https://developers.openai.com/api/docs/changelog>

[4][5][11][13][14][15][28][66][68][69]

<https://developers.openai.com/cookbook/examples/multimodal/image-gen-models-prompting-guide>

<https://developers.openai.com/cookbook/examples/multimodal/image-gen-models-prompting-guide>

[6][64][65][79][92][96] <https://openai.com/policies/creating-sora-videos-in-line-with-our-policies/>

<https://openai.com/policies/creating-sora-videos-in-line-with-our-policies/>

[8][83] <https://www.reuters.com/business/media-telecom/disney-universal-sue-image-creator-midjourney-copyright-infringement-2025-06-11/>

<https://www.reuters.com/business/media-telecom/disney-universal-sue-image-creator-midjourney-copyright-infringement-2025-06-11/>

[16][17][18][21][23][24][27][42][56][73][98][103]

<https://developers.openai.com/api/docs/guides/image-generation>

<https://developers.openai.com/api/docs/guides/image-generation>

[19] [70] <https://help.openai.com/en/articles/9055440-editing-your-images-with-dall-e>

<https://help.openai.com/en/articles/9055440-editing-your-images-with-dall-e>

[25] [26] [59] [102] <https://help.openai.com/pt-pt/articles/8912793-c2pa-in-chatgpt-images>

<https://help.openai.com/pt-pt/articles/8912793-c2pa-in-chatgpt-images>

[29] [75] [90] [94]

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701_01.pdf)

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701_01.pdf)

[30] [31] [38] [55] [82] <https://help.openai.com/en/articles/20001044-training-data-summary-pursuant-to-california-civil-code-section-3111>

<https://help.openai.com/en/articles/20001044-training-data-summary-pursuant-to-california-civil-code-section-3111>

[32] [35] <https://openai.com/index/gpt-4o-system-card/>

<https://openai.com/index/gpt-4o-system-card/>

[33] [74] <https://openai.com/policies/how-your-data-is-used-to-improve-model-performance/>

<https://openai.com/policies/how-your-data-is-used-to-improve-model-performance/>

[34] <https://openai.com/index/dall-e-3/>

<https://openai.com/index/dall-e-3/>

[36] <https://help.openai.com/en/articles/20001057-right-to-be-forgotten-and-personal-data-removal-from-chatgpt>

<https://help.openai.com/en/articles/20001057-right-to-be-forgotten-and-personal-data-removal-from-chatgpt>

[37] [95] <https://openai.com/academy/image-generation/>

<https://openai.com/academy/image-generation/>

[39] [71] <https://openai.com/policies/row-terms-of-use/>

<https://openai.com/policies/row-terms-of-use/>

[40] [50] [51] [57] [81] [89] [100] <https://www.reuters.com/legal/thomson-reuters-wins-ai-copyright-fair-use-ruling-against-one-time-competitor-2025-02-11/>

<https://www.reuters.com/legal/thomson-reuters-wins-ai-copyright-fair-use-ruling-against-one-time-competitor-2025-02-11/>

[43] [47] <https://www.copyright.gov/newsnet/2025/1060.html>

<https://www.copyright.gov/newsnet/2025/1060.html>

[49] <https://copyrightalliance.org/andersen-v-stability-ai-copyright-case/>

<https://copyrightalliance.org/andersen-v-stability-ai-copyright-case/>

[52] [60] <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions.pdf>

<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions.pdf>

[53] [72] [91] <https://openai.com/policies/service-terms/>

<https://openai.com/policies/service-terms/>

[62] <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/opia-mar2026-bulletin-ai-design.pdf>

<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/opia-mar2026-bulletin-ai-design.pdf>

[67] [76] <https://openai.com/policies/services-agreement/>

<https://openai.com/policies/services-agreement/>

[77] <https://openai.com/enterprise-privacy/>

<https://openai.com/enterprise-privacy/>

[78] [80] [84] [93] [99] <https://help.openai.com/en/articles/9261474-compliance-apis-for-enterprise-customers>

<https://help.openai.com/en/articles/9261474-compliance-apis-for-enterprise-customers>

[85] <https://www.courtlistener.com/docket/71112094/getty-images-us-inc-v-stability-ai-ltd/>

<https://www.courtlistener.com/docket/71112094/getty-images-us-inc-v-stability-ai-ltd/>

[86]

[https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/94035501\\_04.pdf](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/94035501_04.pdf)

[https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/94035501\\_04.pdf](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/94035501_04.pdf)

[87] <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html>

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html>

[88]

[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/ai\\_shakai\\_jisso/pdf/20250328\\_2.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20250328_2.pdf)

[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/ai\\_shakai\\_jisso/pdf/20250328\\_2.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20250328_2.pdf)

[101]

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/workingteam/r06\\_02/pdf/94150601\\_05.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/workingteam/r06_02/pdf/94150601_05.pdf)

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/workingteam/r06\\_02/pdf/94150601\\_05.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/workingteam/r06_02/pdf/94150601_05.pdf)